女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

2026年10月21日
株式会社シンシア

株式会社シンシアは、女性活躍推進法に基づき、女性社員が活躍できる雇用環境を整備し、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように一般事業主行動計画を策定します。

【計画期間】
2025年4月1日～2027年12月31日

【計画内容】
目標①
計画期間の最終年度末において、班長以上の役付者に対する女性役付者の割合を21.5%以上とする。

目標②
次のいずれかの処遇につき、1年度について1名以上の女性社員に対して実施する。
・「役職昇進（班長以上）」
・「職種転換（技能職から事務技術職）」
・「パートタイマーの正規社員化」

目標③
年次有給休暇について、性別を問わず全社員の取得率（毎年度）70%以上とする。
ただし、2025年度については2025年1月～2025年12月を集計期間とする。

以上